

中小事業主等の特別加入制度

労災保険は、労働者の災害に対する保護を目的とする保険制度ですので、事業主、自営業者、家族従事者等労働者以外の災害については、本来ならば保護の対象とはなりません。

ただ、その業務や通勤の実態、あるいは災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる方に対して、特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

《中小事業主等特別加入者の範囲》

特別加入を認める者の範囲は次のとおりです。

1. 労働保険事務組合に労働保険事務等の処理を委託する中小事業主。（*1）
2. 上記の中小事業主が行う事業に従事する者で労働者以外の者。
(家族従事者、法人等の役員などがこれにあたります。)

（*1）中小事業の規模は下表のとおりです。

業種	労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

《加入時の健康診断について》

加入を希望する中小事業主等のうち、下表に記載されている「特別加入予定者の業務の種類」（特定業務）に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入の申請の際、健康診断を受ける必要があります。

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算）
粉じん作業を行う業務	3年
身体に振動を与える業務	1年
鉛業務	6ヶ月
有機溶剤業務	6ヶ月

《給付基礎日額と保険料について》

特別加入者の場合、労働者と異なり「賃金」という概念がありませんので、これにかわるものとして、「給付基礎日額」が3,500円から25,000円の範囲で定められています。これに365を乗じたものが、保険料を算出する際の基礎となる「保険料算定基礎額」となり、

さらに、これにそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものが、特別加入の保険料額となります。

なお、保険年度の中途に特別加入が認められた場合、及び途中で脱退した場合は、特例として月割計算が認められますが、一度決定された「給付基礎日額」は保険年度の中途で変更することは出来ません。

また、「給付基礎日額」で5,000円以下を希望する場合は、所得証明を添付する必要があります。

※特別加入制度に関する申請は、すべて労働保険事務組合を通じて行います。手続きに関する詳細なことは、事務を委託する労働保険事務組合にお訊ね下さい。

(当連合会では、労働保険に関する事務手続きを行うことが出来ません。)